

様式第1号

令和 年 月 日

道路後退用地等寄附事前調査依頼書

(宛先) 狭山市長

(土地所有者) 住 所
氏 名
電話番号

(代 理 者) 住 所
氏 名
電話番号

下記の土地を狭山市に寄附したいので、調査を依頼します。

記

1. 土地の所在 狭山市_____
2. 添付書類 (1) 案内図
(2) 公図の写し
(3) 土地の全部事項証明書または、不動産登記情報 (全部事項・照会番号付き)
(4) その他必要と認める図書

様式第2号

令和 年 月 日

道路後退用地等寄附申込書

(宛先) 狭山市長

土地所有者 住所
氏名 ⑩
電話番号

代理人 住所
氏名 ⑩
電話番号

下記のとおり道路用地として寄附したいので関係書類を添付し申し込みます。

記

- 添付書類 (1)案内図
(2)公図の写し
(3)地積測量図
(4)土地の全部事項証明書または、不動産登記情報(全部事項・照会番号付き)
(5)印鑑登録証明書
(6)登記原因証明情報兼登記承諾書
(7)資格証明書の写し・・・商業登記されている場合
(8)現場写真・・・境界標・全景
(9)その他必要と認める図書

2. 土地寄附申込明細書

土地の所在				
大字(丁目)	字	地番	地目	地積㎡

- 「狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要綱」に基づく補助金利用の希望の有無
希望する 希望しない

※ ⑩の欄には実印を押印してください。

「道路後退用地寄附申込み」の前にお問い合わせの手続きについて

1. 寄附していただく物件に、所有権以外の権利（抵当権・買い戻し特約等）が設定されている場合、申請前にこれらの権利の抹消登記をしてください。
2. 所有権の登記簿上の住所・氏名が印鑑証明書の住所や氏名と異なっている場合、事前に変更（更正）登記を済ませてから申請してください。
3. 寄附していただく物件には、コンクリート杭やプレート等で元道及び後退部分を明確に表示してください。
4. 後退部分に塀、生垣、植え込み、排水柵、水道の量水器等の工作物がある場合、撤去前に工作物の査定を受けてください。（建築審査課で受付及び調査を行っております。）
また、後退部分に存する東電柱、NTT柱、共聴アンテナ及びこれらの支線についても、東京電力、NTT、共聴アンテナ管理組合等に連絡し、宅内への移設をお願いします。

※ 印鑑証明書の有効期限を受付日より3ヶ月といたします。

（日付等をよく確認してから申請してください。）

※※期限内に所有権移転できない場合には、取下げ扱いとさせていただきます。

（申請書等は取下書をもって、返却いたします。）

狭山市役所 都市建設部建設総務課
境界調査担当

電話 04-2953-1111（代）

登記原因証明情報・承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 狭山市

義務者(乙) _____

(2) 不動産の表示

所 在	地 番	地 目	地 積(m ²)
狭山市			

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し、令和 年 月 日、本件不動産を寄附した。

(2) 甲は、同日、本件不動産の寄附を受諾した。

(3) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

3 所有権移転登記に関する承諾

上記のとおり相違ありませんので、私は、狭山市へ本件不動産の所有権移転の登記をすることに承諾します。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 実印